

ほめるということ

岐阜聖徳学園大学教育学部
教授 西川正晃



幼稚園やこども園などを訪ねると、保育現場ではあたりまえのことが、実はあたりまえでないのではと考えることがあります。その中で、最近気になっていることは、先生が子どもを頻繁にほめる傾向があることです。「○○ちゃん、とってもいい姿勢だね、かっこいい!」「あっ、○○ちゃんすごい!ちゃんと先生の話の聞いているよ」「みんな見て。○○ちゃんこんなにきれいに食べられたよ」といった具合です。決してほめることを批判しているのではありません。実際、ほめるという行為は、人間が生きていく上でとても大切な意味があるはずで、だからこそ、こうした傾向について考える必要があるように思います。ほめるということについて、少し考えてみましょう。

ほめるということは、相手を尊重することだと考えています。生まれて数年の子どもであっても、大人が心揺さぶられる場面がたくさんあります。そうした場面に出会うと、素直に感動します。そして、その感動を伝える方法の一つが「すごいね!」というほめる言葉になるのではないのでしょうか。言い換えると、先生と子どもという関係ではなく、ひとりの人間として相手を敬うことなのだと思います。この4月に施行された“こども基本法”の基本理念のトップに、「すべてのこどもは個人として尊重されなければならない」と明記されています。しかしながら、先ほど例に挙げた保育現場で見かける“ほめる”風景は、感動や敬意から出発しているとは感じられません。先生たちが子どもたちに、させたいことや教えたことを実現するための手段になっているように見受けられます。

今日の保育現場において、“共主体”という言葉が広く用いられるようになってきました。この考え方

は、子どもの主体性を育むために、先生自身も自らの考え方や持ち味を生かし、自己の主体性を発揮する必要があるというものです。子どもと先生が互いの主体性を発揮し、対話的な関係を築くことが、保育の本質であると言えます。このように、二重の主体性があることが、子どもたちの主体性を育むことにつながっていきます。最近の保育の現場においては、子どもの主体性を尊重することが重要であるという考え方が強調され、その考え方に縛られて、先生方を抑圧してしまうことがあるようです。「こういうことを言うてはいけない」「見守るだけでいい」と考えてしまい、先生方自身の主体性が発揮されることを、妨げるにつながってはいないでしょうか。このような状況の中で子どもたちをほめることは、先生の意図通りに動かすことや、先生の価値観を実現する、限られた手段の一つになっているのかもしれませんが。

保育は、先生と子どもとの相互的なかわりによって展開されるものです。具体的には、子どもに対して計画通りに“させる”保育ではなく、互いに主体性を発揮しながら紡がれていくものです。うまくいかないことも、答えが簡単に出せないことも、先生と子どもが一緒に向き合いながら解決していくことが大切です。子どもがもつ、既存の概念にとらわれない柔軟な発想力と、先生がもつ、経験豊富で確かな知識や技術とが紡がれる生活が、保育そのものです。その生活の中で、子どもたちが素直に感動したことをお互いにたたえ合い、尊敬し合えるような“ほめる”ことが、保育の営みで実現できればどれだけ素晴らしいことでしょうか。私は子どもたちから、「せんせい、すごいじゃん!さすがだね」とほめてもらえる存在でありたいと願っています。



私立学校法の改正

全日本私立幼稚園連合会

会長 田中 雅道

「我が国の公教育を支える私立学校が、社会の信頼を得て、一層発展していくため、社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進するため」今国会で私立学校法の一部改正が行われました。

「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」の考え方から、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理し、私立学校の特性に応じた「建設的な協働と相互牽制」の確立を目的としています。

すべての学校法人で寄付行為の改正が必要となってきます。令和7年度の施行までに寄付行為の変更が必要ですので、都道府県の指導に従って速やかに手続きを進めて頂きますようお願いいたします。今後改正の要点などは都道府県で示されていく予定ですが、本連合会でも、5月の総会において文部科学省から改正の要点の解説を行っていただくなど、スムーズな実施に向けて情報を発信していきます。よろしくお願ひします。

改正の要点は以下の通りです。

1 理事・理事会

- ・理事選任機関を寄付行為で定める。理事の選任に当たって、理事選任機関はあらかじめ評議員会の意見を聴くこととする。
- ・理事長の選定は理事会で行う。

2 監事

- ・監事の選解任は評議員会の決議によって行い、役員近親者の就任を禁止する。

3 評議員・評議員会

- ・理事と評議員の兼職を禁止し、評議員の下限定数は、理事の定数を超える数まで引き下げる。
- ・理事・理事会により選任される評議員の割合や、評議員の総数に占める役員近親者及び教職員等の割合に一定の上限を設ける。
- ・評議員会は、選任機関が機能しない場合に理事解任を選任機関に求めたり、監事が機能しない

場合に理事の行為の差止請求・責任追及を監事に求めたりすることができることとする。

4 会計監査人

- ・大学・高等専門学校を設置する大臣所轄学校法人等では、会計監査人による会計監査を制度化し、その選解任の手續や欠格要件等を定める。となっています。

4月20日参議院の文教委員会で、今回の私学法改正に際して、小規模法人として参考人意見陳述の機会をいただきました。今回の改正の要点は、理事会・監事・評議員会の3者がお互いの牽制機能を有効に活用して、理事長独断運営を阻止することを主な目的にしています。文部科学省所轄の大規模学校法人では、組織の権限が理事長に集中する弊害が現実的な問題として表面化していましたが、都道府県所轄の小規模法人では、理事会・監事・評議員会が対立する構造では運営が不可能です。国会の意見陳述でも小規模法人においては、理事会・監事・評議員会の3者が一体となった運営が重要であり、今回の改正にあたって小規模法人の運営形態を配慮した実施を要望してきました。

また、今回の改正では文部科学省所轄法人と都道府県所轄法人とで法律上も違いを認めて、要件の違いを認めています。幼稚園法人では卒園生は地域の住民として園の近くで生活しており、園児数の多寡にかかわらず地域の社会資本として重要な役割を担っています。園児数が少なくなっても地域の核として施設運営が可能となる制度設計が必要であるという主張をしてきました。与野党を問わず、参考人質疑終了後、今後、勉強会などを通して制度設計に協力する旨の賛同を得たのは大きな収穫でした。今後、連合会として私立学校法人を地域の社会資本の核として残していく制度設計に取り組んでいきたいと思っています。